

米軍普天間飛行場所属UH-1ヘリコプターの落下物事故に関する意見書

5月13日午後4時ごろ、米軍普天間飛行場所属のUH-1ヘリコプターが、本部半島北側付近で発火性の信号炎管が入った重さ約18キロのバッグを陸上に落下させる事故が発生した。

本土復帰から53年、国土面積の0.6%にすぎない沖縄には全国の米軍専用施設の約7割が集中し、激しい訓練が繰り返され、普天間第二小学校運動場へのヘリコプターの窓の落下をはじめ米軍機からの落下物事故等が絶えない異常な状況となっている。

米軍機は県民の上空を頻繁に飛行していて、一つ間違えば人命に関わる重大な事故につながるだけに、市民と県民に与えた不安と恐怖は計り知れないものがある。

本市議会は、米軍の事故・事件のたびに嚴重に抗議し、米軍や日米両政府に、実効性ある抜本的な再発防止策等を求めてきたところである。

それにもかかわらず、事故・事件を繰り返す現状は、あまりにも市民や県民の生命と安全を軽視するもので、断じて許されるものではない。

米軍及び日米両政府は、落下物事故等が絶えない現状に危機感をもって対処し、重大な事故につながる前に実効性ある抜本的な再発防止策を早急に講ずる責任がある。

よって、本市議会は、市民と県民の生命と財産、安全と安心を守る立場から、米軍普天間飛行場所属のUH-1ヘリコプターの落下物事故に対し、激しい怒りをこめて嚴重に抗議するとともに、関係機関へ下記事項を強く要求する。

記

- 1 事故の原因究明と安全対策、再発防止策が確立するまで、同型機の飛行訓練を停止すること。
- 2 学校・保育園・病院・住宅などを含めた生活圏上空での飛行訓練を中止し、実効性ある抜本的な再発防止策を直ちに講ずること。
- 3 ヘリコプターによる重量物のつり下げ輸送や降下訓練等を行わないこと。
- 4 事故・事件等の発生時に、県民への迅速で正確な通報と情報公開を徹底すること。
- 5 過重な米軍基地負担の解消に向け、在沖米軍基地の整理・縮小を積極的に推進すること。
- 6 原則として国内法が適用されず、米軍等を特権的に扱う日米地位協定については、主権国家としての立場を踏まえ、抜本的な改定を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和7年（2025年）5月22日

那 覇 市 議 会

あて先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣、
沖縄及び北方対策担当大臣、沖縄防衛局長